

# 第1 交通事故

- ▶ Q A君は18歳になり晴れて自動車運転免許を取得し、自動車を運転していたところ、交差点で左側道路から出てきた自転車(チャリ)のBさんとぶつかり、Bさんは転倒してしまった。
- ▶ A君がすべきことはなにか？

# 第1-1 刑事責任について

- ▶ Bさんが怪我をしていた場合、A君は刑事責任を負うことがある。
- ▶ → 過失運転致死傷
- ▶ (自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律)
  
- ▶ Q では、A君は必ず刑事責任を受けるのか？
- ▶ 刑務所に行かなければならない？

# 第1-1

- ▶ ◎大事なこと
- ▶ →Bさんが怪我してるかもしれない場合、速やかに119番通報、110番通報すること！
- ▶ →これを怠ると(逃げたりすると・・・)
- ▶ 「救護義務違反」の罪に問われてしまう。
- ▶ (道路交通法72条)
  
- ▶ 【具体例で考えてみよう】
- ▶ 軽トラック車を運転中に交差点で赤信号を見落とし、そのまま直進し、青信号に従って左から出てきた原付バイクと衝突した事例

## 第1-2 民事責任について

- ▶ Q 事故後、A君から「お怪我也大したことないようですし、迷惑料として5万円払うので示談してください」と言われたBさん。
- ▶ → 転んで頭とか肩とか打ったけど、幸いかすり傷程度で済んだし、5万円くれると言ってるのでもらっておこうかな。(5万円あれば欲しかった服と靴が買えるし…。)

# 第1-2

- ▶ ・事故を起こした方(今回はA君)はBさんが被った被害(損害)を補填する義務がある。
- ▶ ・自動車の運転をする場合、保険に入っているのが通常。
- ▶ ・今回もA君の入っている保険からBさんに保険金が支払われる場合がある。